

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	神谷 地区	令和4年10月	—

### 1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	21.47 ha	
①人・農地プランの耕地面積	15.27 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.81 ha	97.0 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	9.55 ha	62.5 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.26 ha	34.4 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	1.36 ha	8.9 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	3.90 ha	25.6 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	0.46 ha	3.0 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
(備考) 耕作者での現状を集計した。 住宅地介在農地、山裾の在来田は除外している。		

注1:③④の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑥の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

当地区の圃場は、他地区に渡る圃場整備田を有しており、有害鳥獣対策においては、一体的に行う必要がある。

また、地域一帯が県下有数の種子圃場であることから、高い管理基準を遵守する必要がある、地区農会と種子組合の連携し、地区内の農地を管理する必要がある。

農業用水路や農道等の施設においては、経年による老朽化が見られることから、計画的な修繕管理が必要となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地は、種子圃場が大部分を占めており、耕作においても種子組合の組合員が行っていることから、貸出希望の農地の受け手については、農会と種子組合において調整を行っている。

今後も同様の手法により中心経営体への集積を行う。集約については、中心経営体への集積が進んだ段階で、関係者での協議により検討を行う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和4年8月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
その他		水稲、麦種子	2.9 ha	水稲、麦種子		
その他		水稲、麦種子	2.0 ha	水稲、麦種子		
その他		水稲、麦種子	2.1 ha	水稲、麦種子		
その他		水稲、麦種子	1.2 ha	水稲、麦種子		
認就		水稲、麦種子	0.6 ha	水稲、麦種子	1.4 ha	
計	5経営体		8.8 ha		1.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 現在貸し付け意向の農地は無いが、貸付希望があれば、農会と種子組合が連携し調整を行う。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 当地区は、種子組合と農会の相互の協議により、貸付希望農地と耕作者との調整が行えており、当面の間は現在の手法により調整を行う。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針 隣接地区での対策等の状況を確認しながら、計画的に補助事業の活用を検討し、農業者への負担軽減を図る。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 施設の状況を定期的な点検を行うことにより現状の把握を行い、多面的事業等の事業を活用し、農業者への負担を軽減しつつ、計画的な保守管理を行う。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。